

別表(第2条関係)

区分	規格
ごみの種類	燃やすごみ(家庭系可燃)
袋の大きさ	縦800mm×横650mm以下
容量	大(L)45ℓ 中(M)30ℓ 小(S)20ℓ を基準とするが指定はなし
厚さ	0.02mm以上
材質	ポリエチレン又はバイオマスプラスチック
袋の色	黄色
透明度	内容物が識別でき、新聞の活字が透けて読める程度の透明度を有すること
形状	指定なし
顔料	指定袋を焼却又は埋立てしたときに環境を汚染するおそれのある重金属顔料その他有害な顔料を使用しないこと
外袋の材質	焼却又は埋立てしたときに環境を汚染するおそれのある有害物質を発生しないもの
外袋記載項目	<p>外袋には次に定める表示をすること</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 市名、市章及び市指定袋であることが分かるもの</li> <li>② ごみの種類及びごみの排出方法に関すること</li> <li>③ 袋の大きさ、容量、厚さ、材質、形状、枚数等袋の規格に関すること</li> <li>④ 登録番号、連絡先等登録者に関すること</li> <li>⑤ PL法に基づく表示、家庭用品品質表示法に基づく表示</li> </ol> <p>※ごみの種類及び排出方法については別に定める。</p>
その他	<p>外袋から指定袋を1枚ごとに取り出せる形態とし、1セットの枚数の指定はなし</p> <p>材質がバイオマスプラスチックの場合は、ポリエチレンの厚さ0.02mmのごみ袋と同等以上の強度であること</p>

市長が必要と認める書類(第3条関係)

- 1 使用顔料の成分証明書(日本語)
- 2 外袋印刷のデザイン案

指示事項

- 1 ごみの種類記載事項

日本語表記「燃やすごみ(家庭系可燃)」

上記のほか、英語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、韓国語(ハングル)による表記

- 2 ごみの排出方法記載文

- 収集日当日の朝6時から8時までに出しましょう
- 生ごみは水をよく切ってから出しましょう
- ごみはきちんと分別しましょう
- この袋では事業系ごみは出せません